

3 原子力被災12市町村農業者支援事業 及び営農再開支援事業（家畜導入）手続き

※オレンジ色の箇所⇒事業実施主体が行う事務

※営農再開支援事業（家畜導入）の手続きもほぼ同様です。

- ①作成・提出 農業者自らが「事業実施計画書」（添付書類含む）を作成、市町村へ提出
- ②確認 市町村が「事業実施計画」を確認、「事業実施計画書」を所轄の県農林事務所へ提出
- ③審査 県農林事務所が審査
- ④承認 県農林事務所が農業者へ「事業実施計画承認」「補助金割当内示」を通知
- ⑤申請 農業者が県農林事務所へ「補助金交付申請」を提出
- ⑥決定 県農林事務所が農業者へ「補助金交付決定」を通知
- ⑦実施 農業者が県農林事務所へ「事業着手届」を提出
- ⑧完了 農業者が県農林事務所へ「しゅん功届」（工事を伴う場合）、事業の「完了報告書」を提出
- ⑨報告 農業者が県農林事務所へ「事業実績報告書」を提出
- ⑩検査・確定 県農林事務所が事業実績を確認、農業者へ「額の確定」を通知
- ⑪請求 農業者が県農林事務所へ補助金の交付（支払い）を請求
- ⑫支払 県農林事務所が農業者へ補助金を交付（支払い）
- ⑬管理 農業者は補助金関係書類を整備・保管
（上記①～⑫の書類をファイルに順番どおり綴じておきます。）